

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字領家字丸山三十四番二外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百二十一・一三立方メートル